

鳴門市まちなか未来ビジョン策定業務 特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は鳴門市が業務委託する「鳴門市まちなか未来ビジョン策定業務（以下、本業務という。）」に適用する。

第2条（業務目的）

本業務は、本市の公共交通の発着点である鳴門駅周辺において、本市の「顔」として、商業・行政・交流等の各拠点施設の集積により利便性を高めるとともに、まちの中心部としてふさわしい基盤整備や魅力、活力を高めていくための基本的な方策を検討し、「鳴門市まちなか未来ビジョン」を策定することを目的とする。

また、エリアの魅力向上や住民や訪問者にとって快適な環境の提供に向けた、官民連携体制の検討や人が溜まりたくなる空間創出に向けた社会実験の検討、まちづくりの継続的な検討の進行に向けて「鳴門市まちづくりデザイン会議」の技術的支援を併せて行うこととする。

第3条（履行期間）

契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで

第4条（業務の実施）

- (1) 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令、条例などを遵守すること。
- (3) 本市が策定した他の計画との整合性を考慮すること。
- (4) 受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で業務を実施すること。
- (5) 庁内会議等を含め、現状と課題、事業手法などについて検討を進めることとしている。受託者は、これら庁内会議等において検討を行った事項について補完し、本業務及び未来ビジョンに求められる内容として遺漏がないよう、整理を行うこと。
- (6) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (7) 受託者は、自らの組織の中から配置技術者を選任し、発注者に通知すること。
- (8) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合、予め発注者の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に記載の事項または本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (10) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第5条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等における最新版に準拠して行うものとする。

- (1) 鳴門市総合計画
- (2) 鳴門市都市計画マスタープラン
- (3) 徳島県東部都市計画区域マスタープラン
- (4) 鳴門市立地適正化計画

- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (6) 鳴門市の関係諸規則
- (7) その他関係法令、規程、通達等

第6条 (業務計画書の提出)

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出しなければならない。なお、業務計画書には次の事項を記載すること。

- ① 業務概要
- ② 業務実施方針
- ③ 業務行程
- ④ 業務実施体制及び組織計画
- ⑤ 業務フロー
- ⑥ 打合せ計画
- ⑦ 連絡体制
- ⑧ その他発注者が必要とする事項

- (1) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度速やかに発注者に変更業務計画書を提出すること。
- (2) 発注者が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出すること。

第7条 (配置技術者)

本業務の実施にあたり、業務の円滑な進捗と品質の確保を図るため、以下の技術者を配置するものとする。なお、配置技術者は、原則としてプロポーザルに提出した各技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

技術士(建設部門ー都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門(建設ー都市及び地方計画))もしくはRCCM(都市計画及び地方計画)の有資格者とする。

ただし、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

(2) 照査技術者

技術士(建設部門ー都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門(建設ー都市及び地方計画))の有資格者とする。

(3) 担当技術者 (鉄道関係業務を担当)

技術士(建設部門ー都市及び地方計画または鉄道)または技術士(総合技術監理部門(建設ー都市及び地方計画または鉄道))もしくはRCCM(都市計画及び地方計画)の有資格者とする。

ただし、担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第8条 (打合せ及び議事録)

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は常に密接な打合せを行い、業務方針、条件などの疑義を正すものとし、その内容については、受託者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

第9条（引渡前における成果品の使用）

履行期間途中においても、発注者は受託者に通知することで、成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

第10条（成果品の帰属）

本業務の成果品については、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく複製、貸与、流用及び破棄してはならない。

第11条（情報保護）

本業務では、発注者から個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の提供を受けた場合は、個人情報の保護に関する法律の定めに従い、これを取り扱わなければならない。また、受託者は、委託業務の実施に関し、発注者が定める鳴門市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない

第2章 業務概要

第12条（業務項目）

本業務の業務項目は、次のとおりとする。

- (1) まちなか未来ビジョン策定 1 式
- (2) 官民連携体制構築およびワークショップ支援 1 式
- (3) まちづくりデザイン会議運営支援 1 式
- (4) 社会実験企画支援 1 式

第13条（計画準備）

本業務の実施にあたり、発注者と協議し、合理的かつ機能的に業務を遂行するために必要な各工程における基本方針を定め、細部計画を立案し、発注者の承諾を受けるものとする。

第14条（打合せ協議）

打合せ協議は、未来ビジョンについて着手時、中間時2回、納品時の計4回を、まちづくりデザイン会議運営支援について、各会議ごとに1回行うものとする。なお、必要に応じて適宜打合せ協議を行うものとする。打合せ記録簿については受託者が作成し、発注者の確認を受けなければならない。

第3章 まちなか未来ビジョン策定

第15条（資料収集整理）

本業務を実施するにあたり、必要な資料及びデータを収集するものとする。また、これまでに実施したまちづくりデザイン会議の資料等の情報を整理する。

第16条（上位計画等の整理）

総合計画及び都市計画マスタープラン等の上位計画及び関連計画における位置づけやエリアにおけるまちづくりの方向性を検討する上で、中心市街地の位置づけを検討し、構想範囲を設定するものとする。

第17条（現況と課題の整理）

エリアの現況特性および社会経済動向を把握するため、以下に示す項目をはじめ現況について調査を行い、エリアが有する問題点を整理する。

現況整理

- ・ 人口動向
- ・ 産業及び事業者の動向
- ・ 地形及び地物の状況
- ・ 歴史的背景
- ・ 土地利用、建物用途、地権者の状況
- ・ 道路、交通環境
- ・ 公共交通網及び利用状況
- ・ 地価動向等
- ・ 鳴門駅付近の鉄道施設の状況 等

課題整理

- ・ 不足機能の強化
- ・ 交通環境の改善
- ・ 回遊性の向上
- ・ 持続可能性 等

第18条（まちづくりの方向性の検討）

地域活性化などの観点から、必要な資料及びデータを収集するとともに、これまでに実施したまちづくりデザイン会議の協議内容等から、まちづくりの方向性の検討を行う。

第19条（駅周辺ビジョンの検討）

鳴門駅周辺のコア部分について、第16条から第18条までの検討を踏まえ、ビジョン案を作成する。

- ・ 駅の位置とその形状
- ・ 周辺道路整備
- ・ 土地利用

第20条（鉄道関連施設の可能性検討）

(1) 鉄道関連施設の移転について、以下に示す内容の技術的な可能性を整理する。なお、検討パターンは2つを想定し、詳細については第3回鳴門市まちづくりデザイン会議を参照とする。

- ・ 鉄道施設規模(配線形式、ホーム幅員、ホーム長等)の想定
- ・ 移転先の用地
- ・ 鉄軌道及び駅舎の設置
- ・ 駅前広場及び周辺道路網
- ・ 比較検討による候補地の優位性評価

(2) 本条の検討は、発注者及び(株)四国旅客鉄道(以下「JR四国」という。)との協議の上決定することとする。また、疑義等については、JR四国との協議により定め、発注者へ報告すること。

第21条（エリア別方針の検討）

ゾーニングにおけるエリアが目指すべき姿やその実現手法の方向性について、エリア別の基本方針としてとりまとめる。地域活性化などの観点から、本業務を実施するにあたり、必要な資料及びデータを収集するものとする。また、各エリアに関するイメージ図またはパース図、全体的な鳥観図およびパース図を作成する。

第22条（実現化方策の検討）

まちづくりに関する整備手法の検討のほか、関連法令との整合、国土交通省を含む関係する国の交付金制度との整合、概算事業費などについて検討を行う。また、交付金制度の活用へ向けた資料の作成を支援する。

第4章 官民連携体制構築支援

第23条（官民連携体制構築支援）

まちづくりのソフト面の機運醸成や、官民連携体制（エリアプラットフォーム）の構築に向けた検討を行う。コンセプトや将来像を検討するため、市民ワークショップの実施支援のほか、既存民間団体へのヒアリングを実施し、市民ワークショップの実施へ向けた取りまとめを行う。

第5章 まちづくりデザイン会議運営支援

第24条（まちづくりデザイン会議運営支援）

鳴門市まちづくりデザイン会議について、議事の設定支援、説明資料の作成及び技術支援、会議での報告等を実施する。支援内容については、発注者との協議の上で決定する。会議の回数は3回を予定している。なお、基本的な資料作成、日程調整及び会場の確保、委員への案内、通知等については発注者が実施する。

第6章 社会実験企画支援

第25条（社会実験企画支援）

令和8年度に向けた、エリア内の空き店舗や空き地、広場などを利用した社会実験の企画案を作成する。また、令和7年度に実施した社会実験について、実施状況の整理・分析を行う。

第7章 成果品とりまとめ

第26条（成果品）

本業務における納入成果品は以下のとおりとする。提出は電子データによる各1部とし、うち「鳴門市まちなか未来ビジョン」については紙媒体の冊子13部を併せて提出すること。なお、本業務に係る全てのデータを提出するものとする。

- ・ 検討結果報告書 1式
（鳴門市まちなか未来ビジョン成果品 冊子13部を含む）
- ・ 本業務内で作成した基礎資料データ等 1式
- ・ 打合せ記録簿 1式
- ・ 業務報告書 1式
- ・ その他発注者が必要と認める資料 1式